



Title	日本の近世戒律復興運動における儒学とのかかわり
Author(s)	野口, 眞戒
Citation	大阪大学, 2023, 博士論文
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/92010">https://doi.org/10.18910/92010</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 論文内容の要旨

氏 名 ( 野 口 眞 戒 )	
論文題名	日本の近世戒律復興運動における儒学とのかかわり
<p><b>論文内容の要旨</b></p> <p>本論文では、日本の近世戒律復興運動を三教一致の立場から考察してみたい。従来の研究においては、近世戒律復興運動は、あくまで仏教内部における反省の運動であると理解されてきた。しかし、江戸時代は三教鼎立の時代であり、近世社会全体から見た戒律復興運動となれば、儒教、神道とのかかわりを考慮しなければならないのではないだろうか。</p> <p>また、近世仏教自体が、神道・儒教・仏教の三教一致を前提とする一面があった。儒者たちが盛んに排仏論を展開する中で、仏教は三教一致の立場で応戦した。</p> <p>本論文においては、こうした近世の状況を念頭に置きつつ、特に儒教とのかかわりにおいて、近世戒律復興運動を考察しようとするものである。その際、特に重要な資料として、まだ十分に解説されていない野中寺蔵『青龍山清規』を取り上げる。</p> <p>全体の構成は、以下のような全四章とする。</p> <p>第一章では、日本の近世戒律復興運動の概要を述べる。まず第一節では、戒律復興前史として、奈良時代の鑑真の来日による戒律伝来と、鎌倉時代の覚盛・叡尊らによる中世戒律復興運動について述べる。第二節では、近世戒律復興運動の始まりとなる明忍の自誓受戒から榎尾山西明寺・大鳥山神鳳寺・青龍山野中寺の三僧坊の成立までを述べる。第三節では、三僧坊から分派した戒律諸派や、三僧坊から各宗派への戒律伝播について述べる。第四節では、各宗派における反動的戒律運動について述べ、第五節では、明治維新前後の動向を述べる。</p> <p>次に第二章では、近世戒律復興運動における野中寺派の位置を述べる。野中寺派の歴史を概説した後、派祖慈忍慧猛の生涯、慈忍没後から幕府による一派本山認可までを振り返り、さらに慈雲飲光の登場と法操智瑞の活躍を述べる。</p> <p>第三章は、本論の根幹となる部分であり、野中寺蔵『青龍山清規』を取り上げる。先ず第一節では、律宗寺院における清規書について述べ、『青龍山清規』の編著者湛堂慧淑について述べる。第二節では、『青龍山清規』の構成・内容を述べ、原文を釈読する。釈読は、首文、序文、僧規二〇条、寮規一三条、文字学の順に適宜分割し、それぞれの原文、書き下し文、語注、現代語訳を掲げた。第三節では、『青龍山清規』の思想的特色について述べる。ここで注目されるのは、「文字学」の項において、思尚法師の言葉として、儒教の典籍にあまねく通じなければ、漢訳仏典の義を尽くさないだろうと記されている点である。これによって、『青龍山清規』に、儒学を受容する一面があったことを明らかにする。</p> <p>第四章では、儒教・仏教の融合に関連して、仏教における神道・儒教・仏教の三教融合思想の代表的著作として、浄土宗の僧侶大我が著わした『三彝訓』を取り上げる。これにより、神道・儒教・仏教の三教一致の思想の特徴を明らかにする。</p> <p>第五章では、近世戒律復興運動における儒学の影響について、黄檗僧妙幢浄慧と正法律開祖の慈雲飲光を取り上げ考察する。</p> <p>最後に結論として、近世戒律復興運動は、極端な初期仏教への復古運動ではなく、神道・儒教・仏教の三教一致の立場に立つ日本仏教の刷新運動であることを明らかにする。</p>	

## 論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 ( 野口 真戒 )	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 大阪大学 教授 堂山 英次郎 副 査 大阪大学 教授 湯浅 邦弘 副 査 大阪大学 講師 名和 隆乾
<b>論文審査の結果の要旨</b>	
以下、本文別紙	

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 日本の近世戒律復興運動における儒学とのかかわり

学位申請者 野口 眞戒

論文審査担当者

主査	大阪大学教授	堂山 英次郎
副査	大阪大学教授	湯浅 邦弘
副査	大阪大学講師	名和 隆乾

【論文内容の要旨】

本論文は、日本の近世戒律復興運動を「三教一致」の思想史的観点から考察するものである。従来の研究では、近世戒律復興運動は、あくまで仏教内部における反省の運動であると理解されてきた。しかし、江戸時代は仏教、儒教、神道の三教が鼎立する時代でもあり、近世社会全体から戒律復興運動を再検討する必要があるとの観点から構想された研究である。

そもそも近世仏教自体が三教一致を前提とする一面があり、儒者たちが盛んに排仏論を展開する中で、仏教は三教一致の立場で応戦した。こうした近世思想史の状況を念頭に置きつつ、特に儒教との関わりにおいて、近世戒律復興運動を考察する。その際、特に重要な資料として、まだ十分に解読されていない野中寺蔵『青龍山清規』を取り上げる。

全体の構成は、戒律復興運動の概説と先行研究の課題について述べる「序論」に続き、第一章「日本の近世戒律復興運動の概説」、第二章「近世戒律復興運動における野中寺派の位置」、第三章「野中寺蔵『青龍山清規』について」、第四章「『三彝訓』における神儒仏融合思想」、第五章「近世戒律復興運動における儒学の影響」の全五章、および関連する論考として「「戒」について—十善戒のお授けの深さを知る—」「近世真言律系統における自誓受戒について」の二編を附録し、全体の分量は、400字詰め原稿用紙に換算して約200枚である。

まず第一章では、日本の近世戒律復興運動の概要を述べる。戒律復興前史として、奈良時代の鑑真の来日による南山律宗に基づく戒律伝来と、鎌倉時代の覚盛・叡尊らによる中世戒律復興運動をたどり、また、近世戒律復興運動の始まりとなる明忍の自誓受戒から榎尾山西明寺・大鳥山神鳳寺・青龍山野中寺の三僧坊の成立まで、および三僧坊から分派した戒律諸派や、三僧坊から各宗派への戒律伝播、各宗派における反動的戒律運動、明治維新前後における三僧坊の動向などについて概説する。

次に第二章では、近世戒律復興運動における野中寺派の位置を述べる。野中寺派の歴史を概説した後、派祖慈忍慧猛の生涯、慈忍没後から幕府による一派本山認可までを振り返り、さらに慈雲飲光の登場と法操智瑞の活躍について系譜を掲げながら概説する。

第三章は、本論の根幹となる部分であり、野中寺蔵『青龍山清規』を取り上げる。律宗寺院における清規書、および『青龍山清規』の編著者湛堂慧淑について確認した後、『青龍山清規』中、提出者が重要と判断した箇所

の原文を積読する。すなわち首文、序文、僧規二〇条、寮規一三条、文字学の順に適宜分割し、それぞれの原文、書き下し文、語注、現代語訳を掲げる。

これを受けて、『青龍山清規』の思想的特色について考察し、そこに、儒学的要素を受容する一面があったことを明らかにする。特に「文字学」の項で、思尚法師の言葉として、儒教の典籍にあまねく通じなければ漢訳仏典の義を尽くせないと記されている点を指摘する。

第四章では、儒教・仏教の融合に関連して、仏教における神道・儒教・仏教の三教融合思想の代表的著作として、浄土宗の僧侶大我が著わした『三彝訓』を取り上げる。これにより、大我における神道・儒教・仏教の三教一致の思想の特徴を明らかにする。

第五章では、近世戒律復興運動における儒学の影響について、黄檗僧妙幢浄慧と正法律開祖の慈雲飲光を取り上げ考察する。

以上のような考察を進め、結論として、近世戒律復興運動は、極端な初期仏教への復古運動ではなく、神道・儒教・仏教の三教一致の立場に立つ日本仏教の刷新運動であることを明らかにする。

#### 【論文審査の結果の要旨】

本論文は、野中寺蔵『青龍山清規』の解説を軸に、日本近世の戒律復興運動の意義を考察する意欲的な研究である。大阪府羽曳野市の野中寺は、本論文の提出者が現在住職を務める古刹であり、本研究には、明確な執筆動機があったことが知られる。一方で、提出者は、仏教擁護や野中寺顕彰を意図しているのではなく、あくまで一研究者として冷静かつ客観的な立場を貫いている。

従来、戒律復興運動が仏教思想史の内部で理解される傾向にあったのに対して、本論文が江戸時代における三教、特に儒教と仏教との関係に留意してその思想史的意義を再考した点は大いに評価できる。中国においても、漢代以降、儒教に加えて、道教、仏教の三教交渉の時代を迎え、決して儒教一尊ではなかったことが明らかになっているが、日本宗教思想史研究においても、一思想運動を捉える際にこうした宗教間の「交渉」という視点が必要であることを再認識させる研究である。また『青龍山清規』を積読し、近世戒律復興運動における三教一致や儒教とのかわりに関してその重要性を明らかにした功績も大きい。

ただ、本論文では、「三教一致」や「三教交渉」とは言いながら、神道に関してはほとんど言及がなく、「一致」「交渉」の内実についても、それがどのような様態・次元での一致や交渉なのかについて十分な考察が見られない。また、分析の主対象である『青龍山清規』についても、中国古典や日本近世までの関連文献に留意して、その漢語・漢文の意義をさらに詳細に分析する必要があるなど、残された課題も多い。

とは言え、日本の近世戒律復興運動について新たな研究の視点を提供した本論文の意義は揺るがない。今後も『青龍山清規』の積読の精度を上げ、上記周辺領域にも目配りすることによって、日本仏教思想史に新たなページを加えることができると大いに期待される。

よって、本論文を博士（文学）の学位に値するものと認定する。